

# 下水排除基準

物質又は項目		対象		特 定 事 業 場 (A)		
		排水量		50m <sup>3</sup> /日未満		50m <sup>3</sup> /日以上
		1,250 m <sup>3</sup> /月未満	1,250~ 5,000 m <sup>3</sup> /月	1,250 m <sup>3</sup> /月未満	1,250~ 5,000 m <sup>3</sup> /月	5,000 m <sup>3</sup> /日以上
有 害 物 質	カドミウム及びその化合物	0.03 以下				
	シアン化合物	1 以下				
	有機燐化合物	1 以下				
	鉛及びその化合物	0.1 以下				
	六価クロム化合物	0.2* <sup>1</sup> 以下				
	砒素及びその化合物	0.1 以下				
	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005 以下				
	アルキル水銀化合物	検出されないこと				
	ポリ塩化ビフェニル	0.003 以下				
	トリクロロエチレン	0.1 以下				
	テトラクロロエチレン	0.1 以下				
	ジクロロメタン	0.2 以下				
	四塩化炭素	0.02 以下				
	1,2-ジクロロエタン	0.04 以下				
	1,1-ジクロロエチレン	1 以下				
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 以下				
	1,1,1-トリクロロエタン	3 以下				
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 以下				
	1,3-ジクロロプロパン	0.02 以下				
	チウラム	0.06 以下				
	シマジン	0.03 以下				
	チオベンカルブ	0.2 以下				
	ベンゼン	0.1 以下				
	セレン及びその化合物	0.1 以下				
	ほう素及びその化合物	10* <sup>1</sup> .* <sup>2</sup> (230* <sup>1</sup> ) 以下				
	ふっ素及びその化合物	8* <sup>1</sup> .* <sup>2</sup> (15* <sup>1</sup> ) 以下				
1,4-ジオキサン	0.5 以下					
ダイオキシン類	10 以下					

対象 排水量 物質又は項目		特 定 事 業 場 (A)					
		50m <sup>3</sup> /日未満		50m <sup>3</sup> /日以上			
		1,250 m <sup>3</sup> /月未満	1,250~ 5,000 m <sup>3</sup> /月	1,250 m <sup>3</sup> /月未満	1,250~ 5,000 m <sup>3</sup> /月	5,000 m <sup>3</sup> /月以上	
生 活 環 境 項 目 等	フェノール類	5 以下		5 以下			
	銅及びその化合物	3 以下		3 以下			
	亜鉛及びその化合物	2*1 以下		2*1 以下			
	鉄及びその化合物(溶解性)	10 以下		10 以下			
	マンガン及びその化合物(溶解性)	10 以下		10 以下			
	クロム及びその化合物	2 以下		2 以下			
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	—*3	1,500 以下	—*3	1,500 以下	600 以下	
		1,500*4以下		1,500*4以下			
	浮遊物質(SS)	—*5	1,500 以下	—*5	1,500 以下	600 以下	
	水素イオン濃度(pH)	5 以上10.5 以下		5 以上 10.5 以下	5 以上 10.5 以下	5 以上 9 以下	
	ノルマルヘキサン 抽出物質含有量	鉱油類	20 以下	5 以下	20 以下	5 以下	
		動植物油脂類	—*5	150 以下	—*5	150 以下	30 以下
	窒素	—*5	600 以下	—*5	600 以下	240 以下	
	磷	—*5	80 以下	—*5	80 以下	32 以下	
	温度(℃)	45 未満		45 未満			
	沃素消費量	220 未満		220 未満			

\*1 暫定下水排除基準あり(詳細は暫定下水排除基準を参照)

\*2 河川、湖沼等を放流先とする下水道へ排除する場合の基準値

( )内は、海域を放流先とする下水道へ下水を排除する場合の基準値

参考 浄化センター処理水の放流先

放流先	浄化センター名
河川等	皇后崎浄化センター*、新町浄化センター、曾根浄化センター、北湊浄化センター
海域	皇后崎浄化センター*、日明浄化センター

\* 皇后崎浄化センターは地区により放流先が異なります。詳細は水質管理課にお問い合わせください。

\*3 農水産物の生産、加工(食用又は飲用に供するものに限る)又は調理に伴う天然由来の有機物から成る汚水(酒類製造業等の蒸留廃液を除く)の場合

\*4 上記(\*3)以外の汚水の場合

\*5 下水の流通を妨げると認める場合、又は終末処理場放流水が、総量規制基準を遵守できなくなるおそれがある場合を除く

(注) 1. 単位は、pH、及び温度を除き、すべてmg/Lです。ただし、ダイオキシン類の単位は、pg-TEQ/Lです。

2. 月間排水量の適用は、BOD以下の項目についてです。

3. 網掛けは、直罰に係る下水排除基準です。

# 暫定下水排除基準

特定の業種については、以下の暫定下水排除基準が適用されます。

## 1 亜鉛及びその化合物

下記の1業種について、令和3年12月11日から令和6年12月10日まで適用されます。

業種	排除基準(mg/L)
電気めっき業	4

## 2 ほう素及びその化合物

旅館業は当分の間、それ以外の下記の3業種については、令和4年7月1日から令和7年6月30日まで適用されます。

業種	排除基準(mg/L)
電気めっき業*1	30
ほうろう鉄器製造業*1	40
金属鋳業*1	100
旅館業(温泉を利用するもの)*2	300
旅館業(温泉を利用するもの)*3	500

## 3 ふっ素及びその化合物

旅館業は当分の間、それ以外の下記の2業種については、令和4年7月1日から令和7年6月30日まで適用されます。

業種	排除基準(mg/L)
ほうろう鉄器製造業*1	12
電気めっき業*1,*4	15
電気めっき業*5	40
旅館業(温泉を利用するもので昭和49年以降湧出のもの)*1,*4	15
旅館業(温泉を利用するもの)*5,*6	30
旅館業(温泉を利用するもの)*5,*7	50

## 4 六価クロム化合物

下記の1業種について、令和6年4月1日から令和9年3月31日まで適用されます。

業種	排除基準(mg/L)
電気めっき業	0.5

- \*1 海域以外を放流先とする下水道へ下水を排除するものに限る。
- \*2 1Lにつきほう素500mg以下の温泉を利用するものに限る。
- \*3 1Lにつきほう素500mgを超える温泉を利用するものに限る。
- \*4 1日当たりの平均的な排出水の量が50m<sup>3</sup>以上であるものに限る。
- \*5 1日当たりの平均的な排出水の量が50m<sup>3</sup>未満であるものに限る。
- \*6 自然に湧出しているものを除く。
- \*7 自然に湧出しているものに限る。

※暫定下水排除基準が適用される工場又は事業場に係る汚水等を処理する事業場についても、当該工場又は事業場と同様の暫定下水排除基準が適用されます。